

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 12 日

審査機関名 ビューローベリタスジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	ヒートポンプから木質バイオマスボイラへの更新プロジェクト
排出削減事業者名	株式会社サングレイス
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
事業実施場所	静岡農場 1, 2 号棟 静岡県菊川市中内田政所 816-2 3 号棟 静岡県菊川市下内田 3570 4 号棟 静岡県菊川市下内田 2577-1
事業の概要	トマトのビニルハウスの加温をヒートポンプ（電力使用）から木質ペレットボイラ（木質ペレット使用）へ転換することにより、CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	限界電源炭素排出係数使用 2012 年度：63tCO2（事業実施期間合計 63tCO2） 【全電源炭素排出係数の場合（参考値）】 2012 年度：49 tCO2/年
国内クレジット認証期間	開始予定日 2013 年 1 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004「空調設備の更新」

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
----	-------

<p>日本国内で実施されること</p>	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：静岡農場</p> <p>1, 2号棟 静岡県菊川市中内田政所 816-2</p> <p>3号棟 静岡県菊川市下内田 3570</p> <p>4号棟 静岡県菊川市下内田 2577-1</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2013年1月21日</p>
<p>追加性を有すること</p>	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>事業実施前設備はバックアップとして事業実施後も設置されており、本事業が実施できない場合には、当該設備を使用することを、事業者への質問及び事業サイト訪問により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、当排出削減事業は入手した根拠資料、質問及び検算により、投資回収できない案件であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより、適切であることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>事業者は、以前から環境負荷が小さい農業を模索しており、CO2 排出量の少ない空調機器を使用していたが、原発事故を契機に、原発や環境負荷の高い火力発電で得られた電力の使用について見直すこととした。そして、見直しにより、電力に比べてランニングコストは高くなるものの、焼却灰を事業所内の肥料として使用することが可能であり、かつ事業者が志向する循環型農業の構築が可能となることから、バイオマスボイラを導入するに至ったことを確認した。</p> <p>ただし、現状では投資回収が出来ないが、国内クレジット制度の利用により、クレジットの売却益により、投資回収が若</p>

	<p>干向上することが見込まれること、また国内クレジット制度を利用し、当排出削減事業を広くアピールすることが可能になることも見込めることから、同制度の参加に至ったことを確認している。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>排出削減事業者への質問、その他関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 004 に基づき排出削減量を計算しており、方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>【方法論番号 004 空調の更新】</p> <p>適用条件 1 については、バイオマスへの燃料転換を行うため該当せず。</p> <p>適用条件 2 については、事業サイトの視察及び関係者への質問等により、空調設備の更新を行わなかった場合、既存の空調設備を継続利用する方針であり、かつ現在も使用可能な状況であることを確認している。</p> <p>適用条件 3 については、本事業は、排出削減事業実施前及び実施後の空調設備のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量を使用していないため、該当せず。</p> <p>2) バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p> <p>4) 当該事業で使用するバイオマス燃料の輸送等に係るリーケージ排出量については、本排出削減事業の排出削減量の 5% に満たないことを、排出削減事業者及び燃料供給事業者への質問や、関連証憑等により確認している。</p>

4. 特記事項

- ・ 燃料の木質ペレットについては、千葉県内で発生する製材所端材等を使用しているこ

とを、燃料供給事業者への質問により確認している。